

令和4年度 第2回

大阪府都市計画審議会 会議録

日 時：令和5年2月7日（火）

午後2時～午後4時30分

場 所：大阪市中央区馬場町2丁目24番

KKRホテル大阪 3階「銀河」

議 題

【審議案件】

- 議第 473 号 大阪都市計画都市再生特別地区の変更
- 議第 474 号 南部大阪都市計画区域区分の変更
- 議第 475 号 南部大阪都市計画臨港地区の変更
- 議第 476 号 南部大阪都市計画臨港地区の変更
- 議第 477 号 東部大阪都市計画道路の変更
- 議第 478 号 産業廃棄物処理施設の敷地の位置
- 議第 479 号 産業廃棄物処理施設の敷地の位置
- 議第 480 号 産業廃棄物処理施設の敷地の位置

【報告案件】

第 9 回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針

令和4年度第2回大阪府都市計画審議会委員名簿

番号	資格	氏名	職名	出欠	備考
1	学識経験の者 あ る	澤木 昌典	大阪大学大学院教授	出	会長
2		内田 敬	大阪市立大学大学院教授	出	会長代理
3		島田 洋子	京都大学大学院准教授	出	
4		高岡 伸一	近畿大学准教授	出	
5		多々納 裕一	京都大学教授	出	
6		藤田 香	近畿大学教授	出	
7		長谷川 路子	追手門学院大学講師	出	
8		下村 泰彦	大阪府立大学教授	欠	
9		中谷 清	一般社団法人大阪府農業会議会長	出	
10		板東 嘉子	大阪商工会議所女性会副会長	出	
11		山本 寛	弁護士	出	
12	関係行政機関 の職員	出倉 功一	近畿農政局長	出	代理:農村振興部農村計画課長 後藤 幸雄
13		伊吹 英明	近畿経済産業局長	出	代理:地域経済部地域開発室長 大平 昌幸
14		渡辺 学	近畿地方整備局長	出	代理:企画部広域計画課長 大國 善郎
15		金井 昭彦	近畿運輸局長	欠	
16		野村 護	大阪府警察本部長	欠	
17	府議会議員	坂上 敏也	府議会議員(維新)	出	
18		角谷 庄一	府議会議員(維新)	出	
19		西林 克敏	府議会議員(維新)	出	
20		山本 真吾	府議会議員(維新)	出	
21		泰江 まさき	府議会議員(維新)	出	
22		大橋 章夫	府議会議員(公明)	出	
23		山下 浩昭	府議会議員(公明)	出	
24		西 恵司	府議会議員(自民)	出	
25	市町村の長を 代表する者	野田 義和	大阪府市長会会長	欠	
26		田代 堯	大阪府町村長会会長	出	
27	市町村議会の 議長を代表 する者	花井 慶太	大阪府市議会議長会会長	出	
28		山田 強	大阪府町村議長会会長	出	
29	大阪市長及び 大阪市会議長	松井 一郎	大阪市長	出	代理:副市長 高橋 徹 議第473号のみ 代理:計画調整局長 寺本 謙 議第474号以降
30		大橋 一隆	大阪市会議長	出	

※ 委員30名中26名出席

令和4年度第2回大阪府都市計画審議会 臨時委員名簿

令和5年2月7日

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	大阪市会議員(維新)	上田 智隆	議第473号	出
2	大阪市会議員(公明)	岸本 栄	議第473号	出
3	大阪市会議員(自民)	山本 長助	議第473号	出

令和4年度第2回大阪府都市計画審議会 出席幹事名簿（大阪府）

令和5年2月7日

番号	職名	氏名	備考
1	大阪都市計画局長	角 田 悟 史	
2	大阪都市計画局 計画推進室長	山 田 裕 文	
3	大阪都市計画局 拠点開発室長	日 田 哲 也	
4	大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課長	森 岡 清 高	
5	政策企画部 危機管理室長	小 池 重 一	代理:幹事(臨時) 防災企画参事 福永 良一
6	政策企画部 企画室長	西 島 亨	代理:幹事(臨時) 推進課課長補佐 松本 龍
7	府民文化部 府民文化総務課長	森 口 直 人	
8	環境農林水産部 みどり推進室長	赤 井 俊 夫	代理:幹事(臨時) 森づくり課参事 森口 直人
9	環境農林水産部 循環型社会推進室長	大 西 秀 紀	代理:幹事(臨時) 産業廃棄物指導課長 谷垣 文規
10	環境農林水産部 農政室長	丹 後 晋 哉	代理:幹事(臨時) 整備課参事 田中 好輝
11	都市整備部 事業調整室長	森 下 英 仁	
12	都市整備部 道路室長	浅 井 敏 彦	代理:幹事(代理) 道路整備課 松尾 英樹
13	都市整備部 河川室長	山 内 一 浩	代理:幹事(臨時) 河川整備課長補佐 岩井 康隆
14	都市整備部 下水道室長	坂 田 敦	代理:幹事(臨時) 事業課長補佐 遠藤 淳
15	都市整備部 公園課	酒 井 良 和	
16	都市整備部 住宅建築局 住宅経営室長	中 迫 悟 志	
17	大阪港湾局 理事	佐 藤 広 章	代理:幹事(臨時) 計画調整担当課長 灘 祐治
18	教育庁 施設財務課長	西 田 修	代理:幹事(臨時) 施設財務課長補佐 仲本 充穂
19	教育庁 文化財保護課長	稲 田 信 彦	代理:幹事(臨時) 文化財保護課主査 木村 啓章
20	警察本部 交通規制課	水 代 智	代理:幹事(臨時) 交通規制課管理官 南 久雄
21	大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課参事	泉 憲	幹事(臨時)

令和4年度 第2回大阪府都市計画審議会 臨時幹事名簿(市)

令和5年2月7日

番号	職名	氏名	関連議案番号	出欠
1	大阪市計画調整局計画部都市計画課長	藤川 佳宏	議第473号	出
2	大阪市計画調整局計画部都市景観課 担当課長	中村 純二	議第473号	出
3	和泉市都市デザイン部長	八木 剛	議第474号	出
4	和泉市都市デザイン部都市政策室 課長	左海 裕幸	議第474号	出
5	泉大津市都市政策部 次長	山崎 基央	議第475号	出
6	岸和田市まちづくり推進部都市計画課長	山田 俊晴	議第476号	出
7	門真市まちづくり部長	良 義浩	議第477号	出
8	枚方市都市整備部審査指導課長	西山 慎一郎	議第478号	出
9	枚方市環境部環境指導課長	中尾 謙一	議第478号	出
10	八尾市審査指導課長	辰己 浩之	議第479号 議第480号	出
11	八尾市審査指導課係長	岩狹 匡志	議第479号 議第480号	出

目 次

1	開会	1
2	議第473号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」について	7
3	議第474号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について	18
4	議第475号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について	22
5	議第476号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について	22
6	議第477号「東部大阪都市計画道路の変更」について	25
7	議第478号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について	29
8	議第479号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について	41
9	議第480号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について	50
10	報告「第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」 について	61
11	閉会	66

1 開 会

(午後2時00分)

【司会】 定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第2回大阪府都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます大阪府都市計画局計画推進室計画調整課の堀口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議案件の1つ目、議第473号につきましては、大阪の成長や発展を支える大都市のまちづくりを推進していくために、令和3年6月に策定しました、広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約により、大阪市から大阪府へ事務を委託する案件であり、同規約第3条第6項に基づき都市計画法第19条第1項の規定により、大阪府都市計画審議会で審議する案件でございます。この事務委託案件を審議するときには、同規約第5条第2項に定めますとおり、知事は大阪市都市計画審議会の委員3人を臨時委員として任命するとなっております。現在の御配席は本事務委託案件を審議していただく委員の皆様にお集まりいただいております。

最初の事務委託案件である議第473号を審議していただく審議会としまして、本日臨時委員を含む委員数33名のうち29名の委員にお集まりいただいておりますので、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしており、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たりまして、大阪府大阪府都市計画局長角田

より御挨拶を申し上げます。

【大阪都市計画局長 角田】 大阪都市計画局局長の角田でございます。

令和4年度第2回大阪府都市計画審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本審議会に御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また開催の日時の調整に当たりましては、皆様の御協力をいただきまして、本日、開催できる運びとなりましたことを改めて御礼申し上げたいと思います。

さて、私ども大阪都市計画局では、昨年12月に大阪がこれからさらに成長発展していくため、大阪のめざすべきまちづくりの方向性などを示しました大阪のまちづくりグランドデザインを策定いたしました。お手元に本日、概要版を配付させていただいております。今後は、このグランドデザインに基づきまして、民間の活力を最大限引き出しながら、多様な主体が一体となって大阪全体のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

なお、このグランドデザインの本編につきましては、大阪府のホームページに掲載しておりますので、またお時間のあるときに御覧いただければなというふうに思っております。

そして、本日の審議会ではありますが、まずは、大阪市から大阪府へ事務委託いたしました都市再生特別地区の御審議をいただきたいと思っております。

その後、市街化区域に編入する案件、臨港地区や都市計画道路についての案件、また、建築基準法第51条ただし書きの規定によります産業廃棄物処理施設の敷地の位置の案件を御審議いただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては案件数が多く長時間となろうかと思っております

が、忌憚のない御意見、御審議を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】 ありがとうございます。

では、本日の審議会に御出席いただいております委員の皆様の紹介をさせていただきます。

まずは、学識経験者の委員の皆様の御紹介をいたします。澤木委員でございます。

【澤木 会長】 澤木でございます。よろしくお願い致します。

【司会】 内田委員でございます。

【内田 委員】 内田です。よろしくお願い致します。

【司会】 島田委員でございます。

【島田 委員】 島田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 高岡委員でございます。

【高岡 委員】 高岡です。よろしくお願い致します。

【司会】 多々納委員でございます。

【多々納 委員】 多々納です。よろしくお願いいたします。

【司会】 藤田委員でございます。

【藤田 委員】 藤田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 長谷川委員でございます。

【長谷川 委員】 長谷川です。よろしくお願いいたします。

【司会】 中谷委員でございます。

【中谷 委員】 よろしくお願い致します。

【司会】 板東委員でございます。

【板東 委員】 板東です。よろしくお願いいたします。

【司会】 山本委員でございます。

【山本 委員】 山本です。よろしくお願いいたします。

【司会】 続きまして、大阪府議会議員の委員の皆様を御紹介いたします。

坂上委員でございます。

【坂上 委員】 坂上です。よろしくお願いいたします。

【司会】 角谷委員でございます。

【角谷 委員】 角谷です。よろしくお願いいたします。

【司会】 西林委員でございます。

【西林 委員】 西林です。よろしくお願いいたします。

【司会】 山本委員でございます。

【山本 委員】 山本でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 泰江委員でございます。

【泰江 委員】 泰江でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 大橋委員でございます。

【大橋 委員】 大橋です。よろしくお願いいたします。

【司会】 山下委員でございます。

【山下 委員】 山下でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 西委員でございます。

【西 委員】 よろしく申し上げます。

【司会】 次に行政機関の委員の皆様の紹介になります。

近畿農政局長代理の後藤委員でございます。

【後藤 委員】 後藤です。よろしくお願いいたします。

【司会】 近畿経済産業局長代理の大平委員でございます。

【大平 委員】 大平でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 近畿地方整備局長代理の大國委員でございます。

【大國 委員】 大國です。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪府町村長会会長の田代委員でございます。

【田代 委員】 田代でございます。 よろしくお願いたします。

【司会】 大阪府市議会議長会会長の花井委員でございます。

【花井 委員】 花井です。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪府町村議長会会長の山田委員でございます。

【山田 委員】 山田です。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪市長代理の高橋委員でございます。

【高橋 委員】 よろしくお願いたします。

【司会】 大阪市会議長大橋委員でございます。

【大橋 委員】 大橋です。よろしくお願いいたします。

【司会】 次に臨時委員の皆様を御紹介いたします。

大阪市議員の上田委員でございます。

【上田 委員】 上田でございます。 よろしくお願いたします。

【司会】 大阪市議員の岸本委員でございます。

【岸本 委員】 岸本です。よろしくお願いいたします。

【司会】 大阪市議員の山本委員でございます。

【山本 委員】 山本です。 よろしくお願いたします。

【司会】 次に、委員の皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧を御覧ください。

1点目、「配付資料一覧」及び「配席図」

2点目、大阪府都市計画審議会条例・規則及び、大阪府告示第873号と書かれております「広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の委託に関する規約」

3点目、「議題」及び裏面の「付議案件一覧」

4点目、「委員名簿」及び「幹事名簿」

5点目、右上に資料1と書かれました令和4年度第2回大阪府都市計画審議会議案書

6点目、同じく右上に資料2と書かれました、令和4年度第2回大阪府都市計画審議会資料

7点目、同じく右上に資料3の1と書かれました、大阪都市計画都市再生特別地区の変更に対する大阪市長からの意見

8点目、同じく右上に資料3の2と書かれました、参考資料

9点目、同じく右上に資料4の1と書かれました、第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針（案）

10点目、同じく右上に資料4の2と書かれました、基本方針（案の概要）です。

併せまして、11点目ですが、こちらに関しましては、委員の皆様のみ
の配付となりますが、議案説明時のパワーポイントの表示画面を印刷した
もの議第474号から議第480号までをお手元に配付させていただいて
おります。

なお、議第473号につきましては、著作権等の関係から配付しており
ません。

以上、不足等ございませんでしょうか。

それでは、審議に入らせていただきます。以降の議事につきましては、
大阪府都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、「会長が当審議会
の議長となる」と定められておりますので、澤木会長に議事進行をお願い
したいと思います。

澤木会長、よろしくお願いたします。

【澤木 会長】 澤木でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議事を進めてまいります。最初の審議案件といたしましては、大阪市から大阪府への事務の委託をされた都市再生特別地区の変更についてです。

では、議第473号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」について幹事より説明いたします。よろしくお願いいたします。

2 議第473号「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」について

【幹事 森岡計画調整課長】 計画推進室計画調整課長の森岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案について御説明させていただきます。

議第473号、「大阪都市計画都市再生特別地区の変更」について御説明いたします。議案書の1ページから3ページ、議案書資料の1ページから4ページに記載しておりますが、前方スクリーンで御説明いたします。

都市再生特別地区は、都市再生特別措置法第36条において、都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列などの建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域において、定めることができるとされており、指定されている用途地域などの規制内容に関わらず、新たに容積率、建ぺい率、高さなどの建築制限を定めることが可能となります。

本日御審議いただくのは、都市再生特別地区に平野町四丁目地区を追加するものでございます。

平野町四丁目地区は、都市再生緊急整備地域として定められた大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域内に位置しております。本地域の地域整備方

針では、「風格ある国際的な中枢都市機能集積地の形成」、「老朽化した建築物の更新などによる業務、商業などの機能の高度化した集積地の形成」などを目標に掲げております。

また、当地区は都市再生緊急整備地域のうち都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域に指定される特定都市再生緊急整備地域内であり、当該地域では大阪、関西のみならず、国土の発展、成長をけん引する国際競争力を備えた拠点を形成すること等を地域整備方針に掲げております。

まずは、本案件の都市計画案策定に至るまでの経緯について御説明いたします。

本件は事業者より大阪府に対して都市計画の手法を活用した建て替えを検討していきたいとの申出、及び事業計画案の提示があり、御堂筋の良好な景観形成やにぎわいの創出を図るため、大阪市における御堂筋デザイン会議での意見なども踏まえながら、都市計画や公共貢献の内容について協議を重ねてまいりました。大阪府といたしましては、ガスビルの保存活用、にぎわい機能等の導入、イノベーション拠点の形成、中枢業務機能の強化、防災・環境面への配慮などといった点を高く評価すると共に、その内容が都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の地域整備方針にも合致することから、都市再生特別地区を活用することがふさわしいと判断いたしまして、都市再生特別地区の都市計画案を作成するに至った次第でございます。

なお、協議経過の詳細につきましては、参考資料としてお配りしております。

平野町四丁目地区の面積は約1.3ヘクタールであり、大阪のメインストリートである御堂筋に面し、大阪メトロ御堂筋線、京阪本線の淀屋橋駅と御堂筋線本町駅の間位置する交通利便性に恵まれた地区でございます。

す。地区の現況といたしましては、東側街区にはガスビルが立地しており、西側街区は駐車場などとして利用されております。用途地域は商業地域に指定されており、東側街区は、御堂筋本町北地区地区計画、西側街区は、船場都心居住促進地区地区計画が定められております。現在の東側街区の指定容積率は1,000%、指定建ぺい率は80%、西側街区の指定容積率は600%、指定建ぺい率は80%となっておりますが、本案件では東側街区1,000%、西側街区600%の指定容積率を、公共貢献要素を評価して、容積率の最高限度1,200%に緩和いたします。

併せて、道路上空及び路面下に建築物等の敷地として併せて利用すべき区域、いわゆる重複利用区域を定めます。

それではまず、主な公共貢献要素について御説明いたします。初めに、ガスビルの保存活用でございますが、ガスビルは昭和8年に南館が竣工し、その後、昭和41年に北館が増築された御堂筋を象徴する建築物であり、現在、南館が登録有形文化財に指定されております。このような歴史的価値の高い南館、北館の一体的な外観及びエントランスホール等の建築当時の趣を残す内部空間を将来にわたって保存・活用することで御堂筋の風格あるまちなみや良好な都市空間の形成を図ります。

次に、御堂筋と連携した新たなにぎわいの創出でございますが、御堂筋沿道では、大阪市において地区計画及び御堂筋デザインガイドラインにより、大阪のシンボルストリートにふさわしい低層部のにぎわいと魅力あるまちなみの創造が推進されております。本計画では、建物の低層部に店舗などを導入し、まちなみと調和した上質なにぎわい空間を創出すると共に、1階から8層吹き抜けの多目的屋内空間を整備することで、にぎわいや交流を促す御堂筋における新たな象徴となる多目的な公共空間を創出します。また現在、ガスビル低層部にあるコロネードと連続する歩行者空間を西側

街区の新ビルにも新たに設けると共に、低層部にはガスビル同様、店舗などを導入することで、御堂筋のにぎわいを東西方向に引き込み、船場地区への面的な展開を促します。

次に、イノベーション拠点の形成でございますが、ガスビル及び新ビルの3階を一体利用し、ホールやコワーキングスペースなどを整備することに加え、ガスビルに中小規模のオフィスを整備すると共に、これらを活用してスタートアップなどの支援・企業誘致を行うイノベーション活動を推進する組織の運営体制を構築し、御堂筋から人を呼び込み、多様な人々の交流を促進する新たなビジネス創造を行う仕掛けづくりを行い、御堂筋の国際競争力の強化を図ります。

次に、中枢業務機能の強化でございますが、多様なオフィス環境や高い環境性能を備えた国際レベルの高規格オフィスを整備することで、国際人材、企業の活動を支える空間を創出し、業務機能の高度化を図ります。

最後に、防災・環境面への配慮でございますが、都市ガス事業の中央指令機能を集約し、ガス供給の保安拠点機能を強化することで、災害時などに対して円滑な対応を可能とし、災害時に備えて退避施設及び一時退避場所や防災備蓄倉庫を確保することで帰宅困難者対策を充実させるなど、御堂筋における防災機能の強化を図ります。また、コージェネレーションシステムを導入し、災害時に周辺への非常用電力の供給を行うなど災害時のエネルギーの安定供給を確保した面的な業務継続地区、いわゆるBCDの構築に貢献いたします。加えて、常時にも周辺建物との熱融通を行うことでエネルギーの面的利用により省エネルギー化を図ります。

また、魚の棚筋沿道の多目的屋外空間から新ビルの外装、ガスビル屋上へと連続性のある緑化を図ると共に、屋上階には多様な人々の交流の場となる屋上テラスや御堂筋を眺望できる屋上庭園を整備することで、うるお

いとにぎわいのある環境の創出を図ります。公共貢献要素の御説明は以上でございます。

次に、重複利用区域について御説明いたします。重複利用区域は、都市再生特別措置法第36条の2において、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、道路の上空又は路面下において建築物の建築などを行うことが適切であると認められるときは、道路の区域のうち、建築物などの敷地として併せて利用すべき区域を定めることができますとされています。今回の計画では、御霊筋に重複利用区域を設定し、両街区を一体的に利用することにより、多様な人々の交流機会を設けると共に、新たな価値創造の基盤形成や御堂筋の活性化に貢献するもので、具体的には、ビジネスオフィスを促すイノベーション拠点、ガス供給の保安拠点、来訪者とオフィス利用者が交流できる屋上テラス及び地下駐車場について、両街区をつないだ一体利用を図る計画となっております。

また、ガスビルのバルコニー部分については、南館竣工時に建築基準法の道路境界線として扱われる船場建築線が指定されており、歴史的建築物の保存活用を図るため、当該部分に重複利用区域を設定いたします。

それでは、今回の都市計画の変更の内容について御説明いたします。

平野町四丁目地区の面積は約1.3ヘクタールでございます。容積率は公共貢献要素を勘案し1,200%といたします。容積率の最低限度は土地の高度利用を図るため、両街区で指定容積率の上限まで利用した際の容積率とおおむね等しい800%を容積率の最低限度として定め、建ぺい率の最高限度は指定建ぺい率と同じ80%といたします。また、建築物の建築面積の最低限度は敷地の細分化を抑制するため2,000平方メートルを最低限度として定めます。高さの最高限度は高規格のオフィスを整備する高層部は150メートル、中層部は現在のガスビルの高さを踏まえて4

5メートル、低層部は2.5メートルといたします。壁面の位置の制限は多目的空地と一体となった快適でゆとりのある歩行者空間を確保するように定めます。重複利用区域につきましては、御霊筋の上空部分として道路面から高さ5.5メートルを下限とし、上へ29.5メートルを上限とする範囲を建築物の建築可能な部分として定めます。路面下につきましては、道路面から地下に2.5メートルを上限とし、下へ5メートルを下限として範囲を定めます。また、バルコニー部分につきましては、御霊筋の上空部分として、道路面から高さ4.5メートルを下限とし、上へ2.5メートルを上限として範囲を定めます。事業完了後の外観イメージはこのようなになっております。変更内容の説明は以上でございます。

なお、都市再生特別地区の変更に関連しまして、大阪市において御堂筋本町北地区地区計画の変更を行いますので、御説明いたします。

現在、地区計画において壁面の位置の制限が設定されており、この適用を受けないものに都市再生特別地区の重複利用区域を定めた建築物を追加するものです。なお、この地区計画の変更は本年2月3日に開催されました大阪市都市計画審議会において承認されております。

続きまして、これまでの経過について御説明いたします。

都市計画の案の作成にあたり、令和4年9月29日から2週間、公述人の募集を行いましたが、公述の申出はございませんでした。

令和4年12月20日から3週間都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、大阪市へ「大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進に関する条例」規約第3条に基づく意見照会を行ったところ、大阪市都市計画審議会での意見聴取を行った上で意見なしとの回答をいただいております。

御説明は以上でございます。

【澤木 会長】 はい、ありがとうございました。

ただいま、幹事から説明いただきましたが、この説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問はございませんでしょうか。御意見、御質問がございましたら挙手にてお知らせいただければと思います。御意見、御質問ございませんでしょうか。

長谷川委員お願いいたします。

【長谷川 委員】 長谷川です。参考資料の資料3の2を拝見し、事業者と大阪府ないし大阪市の間で繰り返し協議が重ねられてきたことが非常によく分かりました。その中で、イノベーション拠点の整備という点について、容積率の引き上げに一番つながるからか、できるだけ具体的な計画案を示してくださいということを事業者に繰り返し求められていて、最終的には、令和4年8月にイノベーション拠点の運営体制の構築及び継続的な管理運営について計画案が示されて、大阪府が承認したようですが、ここで示された計画案がどのような内容だったか、教えていただける範囲で構わないので、教えていただけたらと思います。

【澤木 会長】 幹事、いかがでしょうか。

【幹事 森岡計画調整課長】 イノベーション拠点につきましては、事業者さんのほうで今後、具体的にどういう体制にするかということは決めるんですけども、お聞きしている範囲では、新たなビジネス拠点創出を支援するイノベーション拠点を形成するために、交流スペースとか大ホールの機能、あと、コワーキングスペースやスモールオフィスを道路上空を利用しながら、今のガスビルと西の新しいビルとワンフロアで道路上空を使いながらも広く使うような形になっています。

あと、コワーキングスペースとスモールオフィス以外にオープンに多様

な使い方が可能となるイノベーションスクエアあるいは大人数のイベントが可能となるホールとか、一般の方も利用できるようなたまり空間などオフィス利用者だけじゃなくて、市民とか学生とかの多様な人材を呼び込みまして、交流促進する機能の施設を整備すると、そのことによりまして、多様な人材の交流のイノベーションを創出するという形になっています。

その上でイノベーション創出につきまして、多様な人材を集めて交流を促進することが必要ということですので、さらに新たなビジネス創出にはアイデアの発想を促進する場の提供と、あるいはビジネス展開までサポートすることを必要ということになりますので、それについてサポートするような体制について検討されると、そういうふう聞いております。

【澤木 会長】 長谷川委員よろしいでしょうか。

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

内田委員どうぞ。

【内田 委員】 趣旨等に関しては、了解というか納得できるところで、大阪市の都市計画審議会において景観面を含め慎重な審議はなされているというふうに認められると思います。この審議会に係る話として、重複利用区域の考え方をちょっと確認させていただきたいんですけども、都市計画図面、資料2の3ページに具体の形状を示されております。重複利用区域地上部に見て、地上1と地上2とあって、大きなほう、地上1については一般の道路上をつないで2つのビルを一体的に利用するというのでわかります。地上2も先ほどスライドの説明でバルコニー、これを保全するためだということ、その意義というのは理解できるんですが、なぜ、この地上2のところは矩形の平面になっているのかというところをちょっと御説明いただければと思います。現状のバルコニー、先ほど示していただいたものからすると、丸みを持っている形状であれを保全すると

いうことであれば、その形状どおりにしておけばいいんじゃないのかなというふうに思いましたので、よろしく願いいたします。

【澤木 会長】 ただいまの御質問につきまして、幹事いかがでしょうか。

【幹事 森岡計画調整課長】 お答えいたします。御質問がありましたように、現状、バルコニーの形状は丸みを帯びているんですけれども、指定にあたりましては、都市計画のそういう指定というのは、一定ある程度範囲で示すことになりますので、ああいう形で、おおむねあのバルコニーをほぼほぼ含むような形で指定という形をさせていただいております。

【内田 委員】 わかるといえばわかるんですけども、重複利用区域ということで、容積率の算定の際の母数に入る入らないというようなところで、大した数字ではないですけど、それでいいのかなというふうにちょっと感じました。感想です。

【澤木 会長】 よろしいでしょうか。

そのほか、御意見、御質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

高橋委員。

【高橋 委員】 私も、これ、大阪市から大阪府の事務委託の第1号でございまして。大阪の成長のために民間投資を引き出すためにこういった制度をつくらしていただきましたので、あえて今日質問させていただきたいと思うんですけども、先ほど、資料の3の2で、参考資料で協議経過のこういった整理していただいております。これ、民間の方にしっかりと開発していただくためには、協議が大事やと思っているんですけども、この協議経過を見ると、あるときは大阪市、あるときは大阪府ということで、交互になっているような形になっているんですけども、実際に協議されるときに、府と市ばらばらにやられたのか、一緒に協議したのかその辺の協議

の形について教えてもらえますでしょうか。

【澤木 会長】 ただいまの御質問に関しまして、幹事いかがでしょうか。

【幹事 森岡計画調整課長】 この事務委託を受けるに当たりまして、府議会、市会等でも議論がありましたけども、事業者に対して負担をかけるようにするという事になっておりますので、都市計画局にワンストップ窓口というものを設けまして、それと大阪市さんと都市計画の担当部局と一緒に事業者さんと協議をさせていただいたということで、事業者さんはあっち行ったり、こっち行ったりとかそういったことがないような形で協議をさせていただいております。

【高橋 委員】 しっかりと府と市が一緒になった形で協議、引き続きよろしく願いいたします。以上です。

【澤木 会長】 そのほか、御意見、御質問いかがでしょうか。

どうぞ、多々納委員。

【多々納 委員】 本件、ただちに関係ないかもしれないんですが、御堂筋周辺、非常に重要なエリアだと思います。このビルに関しては、特にもともとの利用の仕方から考えて、公共貢献のしやすいところだったかもしれないませんが、今後、このような指定が可能になるためには、どのようなものを準備すればいいんだろうかと、民間の事業者の方々が頑張っって少し公共貢献をしながら少し容積率をアップしてもらおうというようなことができるようにするには、どんなようなことをしたらいいかっていうようなことを少し明らかにしておいていただくとありがたいなと思うんですが、その辺については何かPRとかされているんでしょうか。

【澤木 会長】 幹事、いかがでしょうか。

【幹事 森岡計画調整課長】 まだ、大阪府といたしましても、第1号

案件というところでございまして、大阪市で取り扱ったところを参考にしながらも特区の案件を扱っていかうと思っておりますので、委員のおっしゃられましたことについては、今後、どういった対応がとれるかということとは検討させていただきたいと思えます。

【澤木 会長】 そのほか、御意見、御質問いかがでしょう。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、採決に入りたいと思えます。特に反対意見はなかったと認識しております。

議第473号ですけれども、こちらを原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議がないようですので、本件につきましては原案どおり可決いたします。

以上で議第473号の審議を終わります。

本議案につきましては、ただちに事務局において必要な手続を進めさせます。委員の皆様には円滑は議事の進行に御協力いただきましてありがとうございました。

ここで一旦、進行を事務局にお返しいたします。

【司会】 澤木会長、議事進行、ありがとうございました。本案件につきましては、いただきました御意見を踏まえ必要な手続を進めてまいります。これで事務委託案件の審議が終了しましたので、臨時委員の皆様には御退席をよろしくお願いいたします。

また、ここで大阪市長代理の高橋委員が寺本委員へと交代されます。

どうもありがとうございました。

では、審議会を再開いたします。

以降の案件を御審議いただくに当たり、委員数30名のうち26名の委員に御出席をいただき、大阪府都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしており、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

引き続き、澤木会長に議事進行をお願いしたいと思います。

澤木会長、よろしくお願ひいたします。

【澤木 会長】 それでは改めまして、議事を進めて参ります。

以下の審議案件としましては「南部大阪都市計画区域区分の変更」を含みます計7議案がございます。

それでは、議第474号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について幹事より説明いたします。よろしくお願ひします。

3 議第474号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について

【幹事 森岡計画調整課長】 それでは、議第474号「南部大阪都市計画区域区分の変更」について御説明いたします。

議案書の4ページから6ページ、議案書資料の5ページから7ページに記載しております。区域区分は都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために設定するもので一般的に線引きと言われております。区域区分の変更は一斉見直しと随時編入、いわゆる保留解除の2種類があり、このうち一斉見直しは大阪府では概ね5年に1度見直しを実施しており、直近では令和2年10月に第8回一斉見直しを実施し、7地区を市街化区域に編入いたしました。

随時編入は一斉見直しと併せて今後5年以内に事業実施が見込まれる区域を保留区域として設定しており、計画的かつ良好な開発事業や土地利用

の計画が明確になった時点で、都市計画の手続を進め市街化区域に編入することとしております。この保留区域のうち、今回新たに市街化区域に編入する区域は和泉中央線沿道地区でございます。その場所が和泉市観音寺地区でございます。まず、市街化区域の編入要件について御説明いたします。

市街化区域の編入要件は平成30年2月策定の第8回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針に規定しておりまして、以下の5つの要件をすべて満たす場合に市街化区域へ編入するものとしております。本地区については、1点目、本地区は和泉市のマスタープランに沿道サービス地区の位置づけがあり、2点目、幹線道路である市道と泉中央線に面しており、住宅系以外の立地を誘導すること。3点目、現行の市街化区域にも連担しており、さらに地区計画の具体案があり事業実施が確実なこと。最後に、災害リスクへの対応として、当該地は、槇尾川の浸水想定区域内であるため、都市計画運用指針を参考に、開発事業者による土地のかさ上げなどの対策を講じる予定であること。以上により、市街化区域へ編入を図るものでございます。

次に、観音寺地区の位置を御説明いたします。観音寺地区は和泉市域の北部に位置し、JR阪和線の和泉府中駅と泉北高速鉄道の和泉中央駅を結ぶ市道と泉中央線に面する交通利便性に優れたエリアに位置しております。観音寺地区の現況の土地利用でございますが、今回、市街化区域へ編入する区域は赤線で囲まれたエリアでございます。区域界は原則として、道路河川などの地形地物で定めることとしており、当該地においては現行の市街化区域界、道路界、水路界などがございます。編入区域の大部分を農地が占めており、一部、自動車関連店舗などといった既に都市的土地利用がされたエリアがございます。また、編入区域の周囲には市道と泉中央線の

他、槇尾川などの公共施設がございます。当該地の南側は市街化区域になっており、北側や西側の地区が市街化調整区域となっております。

次に、観音寺地区の土地利用計画を御説明いたします。

今回、編入する区域は赤枠の範囲ですが、白枠で示した現行の市街化区域のうち、水色で示した既存利用地以外を含め、商業系施設が立地する予定となっております。以上が土地利用計画でございます。

これらを実現するため、区域区分の変更に関連して、和泉市が決定する都市計画につきましては、用途地域と地区計画がございます。用途地域については、市道と泉中央線の道路中心から西側の黄緑色の枠線で示す区域は、隣接する用途地域と連担させるため、第一種住居地域に指定します。そして、道路中心線から東側は第二種住居地域に指定しますが、市道と泉中央線の沿道の区域と一体的な土地利用を図るため、青色の枠線で示す区域の用途地域を第一種住居地域から第二種住居地域に変更いたします。

次に、地区計画については、道路部を除いた区域について緑豊かな環境に優しい商業系施設を中心とする市街地の形成を図るため、住宅等の立地制限や、緑化率の最低限度などを規定した地区計画を定めます。これらの計画につきましては、昨年12月27日に開催された和泉市都市計画審議会において承認されております。

続きまして、これまでの経過について御説明いたします。

都市計画の案の作成に当たり、令和4年8月10日から2週間、公述人の募集を行いましたが、公述の申出はございませんでした。

令和4年12月2日から2週間、都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、和泉市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ意見なしとの回答をいただいております。

御説明は以上でございます。

【澤木 会長】 はい、ありがとうございます。

ただいまの幹事からの説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問ございませんでしょうか。ございましたら挙手でお知らせください。

多々納委員、お願いします。

【多々納 委員】 すいません、1点だけ、この編入要件のところ、災害リスクですけれども、こちらのほうは、主として災害リスク、水害ですかね。浸水リスクが現状で10分の1以上あると。そういう理解でしょうかということが、まず1点目と。それから、これかさ上げとか指導されるように書いてあるんですが、どのレベルまでのかさ上げを要求されるのか、その2点を教えていただけますか。

【澤木 会長】 今の2点の質問につきまして、幹事いかがでしょうか。

【幹事 森岡計画調整課長】 災害リスクにつきましては、1000年に1度の最大級の豪雨で0.5メートル程度というふうに聞いております。かさ上げなんですけれども、地盤のかさ上げにつきましては、現況の道路面より低いものですから、道路面に近いところまで盛り上げるというふうに聞いております。

【澤木 会長】 多々納委員、よろしいでしょうか。

【多々納 委員】 ということは、かさ上げ後は最大クラスの豪雨に関しても、浸水しないところになると、そういう理解でしょうか。

【幹事 森岡計画調整課長】 はい。

【多々納 委員】 はい、わかりました。

【澤木 会長】 ありがとうございます。そのほか、委員の皆様から御意見、御質問いかがでしょうか。御意見、御質問よろしいでしょうか。御意見がないようですので、本議案につきまして、採決に入りたいと思いま

す。

議第474号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

では、次の議案に参ります。

議第475号それから議第476号につきましては、「南部大阪都市計画臨港地区の変更」となっておりますので、一括して幹事より説明いたします。幹事、よろしく申し上げます。

4 議第475号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について

5 議第476号「南部大阪都市計画臨港地区の変更」について

【幹事 森岡計画調整課長】 議第475号、議第476号の「南部大阪都市計画臨港地区の変更」の2議案について一括して御説明いたします。

議案書の7ページから12ページ、議案書資料の8ページから13ページに記載しております。

臨港地区とは都市計画法に基づく地域地区で、港湾を管理運営するため定めるものでございます。このため、港湾審議会の議を経て、港湾管理者が申出た案に基づきまして定めるものとされております。なお、臨港地区の指定後、港湾管理者はその管理運営に支障となる構築物が無秩序に混在することを防ぎ、適正な管理運営を図るため港湾法に基づき、臨港地区内に分区を指定することができます。分区が指定された区域内は都市計画による用途地域等の規制が適用除外となり、分区による構築物等の用途規制が行われます。今回は堺泉北港臨港地区及び阪南港臨港地区において、令

和3年1月に埋立て竣工した土地を新たに臨港地区に指定、追加するもの
でございます。

それでは、堺泉北港臨海地区の変更内容から御説明いたします。

堺泉北港臨海地区は黄色でお示ししている区域で、堺市、高石市、泉大
津市にまたがっており、現在の面積は約1,762ヘクタールとなっております。
このうち、今回は泉大津市域の汐見沖地区について変更を予定し
ており、まず、現状について御説明いたします。当地区は、用途地域は準
工業地域が指定され、現在約70%の埋立てを竣功しており、青色でお示
した区域については、令和6年3月の竣功をめざして埋立てが進められ
ております。黄色の実線の区域については既に臨港地区に指定をしており、
商港区、工業港区の分区が港湾管理者により指定されております。土地利
用状況ですが、平成25年4月から夕風1号岸壁が供用されており、中古
車の保管ヤードやオートオークション会場、工業用地等の土地利用が成さ
れております。また、緑色に着色された区域については、暫定利用として
多目的緑地等の土地利用が行われているところです。なお、暫定利用部
については、臨港地区に指定されておられません。

今回、臨港地区に追加する区域は約6ヘクタールで、これにより、堺泉
北港臨海地区の面積は約1,762ヘクタールから約1,768ヘクタ
ールとなります。なお、分区については商港区が港湾管理者により指定され
る予定でございます。

続いて、阪南港臨港地区の変更内容について御説明いたします。

阪南港臨港地区は黄色でお示ししている区域で、北から忠岡町、岸和田
市、貝塚市にまたがっており、現在の面積は約179ヘクタールとなつて
おります。このうち、今回は岸和田市域の岸之浦地区について変更を予定
しており、まず、現状について御説明いたします。

当地区は、用途地域は準工業地域及び工業地域が指定され、現在、約48%の埋立てを竣功しており、青色でお示した区域については、令和8年1月竣功をめざして埋立てを進めております。黄色の実線の区域については、既に臨港地区に指定しており、商港区、修景厚生工区の分区が港湾管理者によって指定されております。

なお、港湾利用を行わない区域については、臨港地区に指定をしておりますませんが、一体的に緑豊かで良好な産業空間の形成を図る観点から、岸和田市において岸之浦地区地区計画が指定されております。土地利用状況ですが、ごみ焼却場のほか、物流業及び製造業を主体とした企業が立地するなど、工業用地等の土地利用がなされております。

今回、臨港地区に追加する区域は約10ヘクタールで、これにより阪南港臨港地区の面積は約179ヘクタールから約189ヘクタールとなります。分区については、商港区が港湾管理者により指定される予定でございます。

なお、阪南港臨港地区の変更に関連して岸和田市において、岸之浦地区地区計画の変更を行います。これは、臨港地区の指定に合わせて地区計画の区域を拡大するものでございます。地区計画は本年1月13日に開催されました岸和田市都市計画審議会において承認されております。

続きまして、これまでの経過について御説明いたします。

都市計画の案の作成にあたり令和4年8月10日から2週間、公述人の募集を行いましたが、公述の申出はございませんでした。

令和4年11月25日から2週間、都市計画法第17条に基づき、案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、泉大津市、岸和田市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

説明は以上でございます。

【澤木 会長】 はい、どうもありがとうございました。

ただいまの幹事からの議第475号及び議第476号の説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

御意見がないようですので、2つの議案につきまして採決に入りたいと思います。

議第475号及び議第476号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第477号「東部大阪都市計画道路の変更」につきまして、幹事より説明いたします。

幹事よろしく願いいたします。

6 議第477号「東部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事 森岡計画調整課長】 議第477号「東部大阪市都市計画道路の変更」について御説明いたします。議案書の13ページから15ページ、議案書資料の14ページから16ページに記載しております。

都市計画の変更案の説明に先立ちまして、都市計画道路の見直しの経緯について御説明いたします。

都市計画道路はこれまで高度経済成長期における都市の拡大を前提に多数決定されてまいりました。しかし、今日では人口減少など時代背景の変化に伴い、その必要性も変わりつつあります。そのため、少子高齢化等の

社会経済情勢の変化を考慮し、都市計画道路を引き続き必要なものと、そうでないものとに仕分けし、必要なものについては整備のめどを明確にすると共に、そうでないものについては、不要な権利制限を解消することが求められます。このような背景を踏まえ、大阪府では平成23年3月に「都市計画（道路）見直しの基本方針」を策定し、計画の必要性、事業の実現性を検証いたしまして、存続、変更、廃止について方針を決定するための基本的な考え方をとりまとめました。

この基本方針に基づきまして、都市計画道路の見直しを一斉に実施いたしました。直近では令和3年3月に都市計画道路見直しの背景等を検証し、これまでどおりの見直しの基本方針に基づき、定期的な見直しだけでなく、適宜必要に応じて実施していく考え方をとりまとめました。

見直しの評価内容につきましては、長期未着手となっている都市計画道路の必要性や実現性について検証を行います。必要性の面では交通処理や交通安全、市街地形成などの諸機能について評価いたします。

次に、実現性として公共投資額を考慮し、概ね30年以内に着手できるかどうかや、支障物件や道路構造上の問題などから評価して、総合的に存続、又は廃止の判断を行うこととしております。

以上を踏まえまして、都市計画道路の見直しフローチャートに従い、評価を行います。ここまでの都市計画道路の見直しの経緯の説明でございます。

次に、本案件である東部大阪都市計画道路、古川橋駅前線及び古川橋駅前北交通広場の変更の内容について御説明いたします。

古川橋駅前線は門真市界から府道八尾茨木線及び守口門真線を經由し、京阪電鉄古川橋駅前の区間で決定されていましたが、平成26年に都市計画道路の必要性を検証したところ、都市計画で定められた2車線が既に確

保され、現道での交通処理が可能であることから廃止候補と評価し、八尾茨木線と重複している区間について、変更手続を行いました。残る八尾茨木線から古川橋駅前までの区間については、門真市による幸福町・垣内町のまちづくり計画の機運が高まっており、その動向を見るため変更手続を行いませんでした。現在、古川橋駅前線は府道八尾茨木線から古川橋駅前の区間で、延長約210メートル、幅員16メートル、2車線の都市計画道路で、終点部に古川橋駅前北交通広場、約2,300平方メートルが決定されています。今回は、幸福町・垣内町のまちづくりやその周辺の計画が具体化されたため、再度見直しの基本方針に基づき必要性等を検証した結果、都市計画道路及び駅前交通広場を廃止するものです。古川橋駅前線の見直し評価結果です。都市計画の状況としては未着手であり、必要性について、交通処理機能は平成27年の交通量が、1日当たり約1万2,900台で、かつ、都市計画で定められている2車線が既に整備されていることから、交通処理機能は確保されているものと評価しております。

当該地は、市街化区域内であり、4つの諸機能のうち交通安全機能については、北側歩道は既に整備されている一方、南側歩道は未整備ですが、門真市において京阪電鉄を挟んで南側の側道に歩行者・自転車の通行空間が確保されていることから、代替機能を有すると考えられ交通安全機能は確保されているものと評価しております。また、その他の防災機能、市街地形成機能、環境形成機能はいずれも確保されているものと評価しております。

以上より、都市計画道路としての必要性は低いものとして廃止候補の路線として評価いたしました。

続きまして、古川橋駅前北交通広場の変更内容について御説明いたします。

本交通広場は、都市計画で定められた約2,300平方メートルは既に整備されており、このうち約1,500平方メートルが駅前交通広場としてバス2台、タクシー1台の乗車場としての機能を有しているところですが、古川橋駅を中心としたウォークブルなまちづくり計画に伴い、現況と同等の機能に併せて、一般自動車3台分の乗車場機能を追加した交通広場が新たに事業化されていることから、駅前交通広場を廃止候補として評価いたしました。

以上により、東部大阪都市計画道路古川橋駅前線及び古川橋駅前北交通広場を廃止します。

なお、本日の審議案件ではございませんが、幸福町・垣内町のまちづくりに伴いまして、門真市が決定・変更する都市計画は地区計画、高度利用地区、都市計画公園となります。この地区計画において、古川橋駅前北交通広場の場所を交流広場として地区施設を定め、人中心としたまちづくりに転換する計画です。これらにつきましては、昨年11月15日に開催されました門真市都市計画審議会において承認されております。

続きまして、これまでの経過について御説明いたします。

都市計画の案の作成に当たり、令和4年5月15日に地元説明会を行いまして、令和4年6月1日から2週間、公述人の募集を行いましたが、公述の申出はございませんでした。令和4年10月6日から2週間都市計画法第17条に基づき案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。関係者の意見照会につきましては、門真市へ都市計画法第18条に基づく意見照会を行ったところ、意見なしとの回答をいただいております。

説明は以上でございます。

【澤木 会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの幹事からの説明につきまして、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら挙手でお願いいたします。いかがでしょうか。

御意見がないようですので、本議案につきまして採決に入りたいと思います。

議第477号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

ここで休憩をとりたいと思いますので、一旦、進行を事務局にお返しいたします。

【司会】 澤木会長、議事進行、ありがとうございます。ここで一旦休憩とさせていただきます。ただいまの時刻ですね、15時ちょうどとなっておりますので、約10分間の休憩としたいと思いますので、15時10分になりましたら、お席へお戻りいただきますようお願いいたします。

(午後 3時00分休憩)

(午後 3時10分再開)

【司会】 ただいま、15時10分となりましたので、皆様御着席をお願いいたします。それでは審議会を再開させていただきます。引き続き澤木会長に議事進行をお願いしたいと思います。澤木会長、よろしく願いいたします。

【澤木 会長】 それでは、続きまして、議第478号に参ります。議第478号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について幹事より説明いたします。よろしく願いいたします。

7 議第478号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について

【幹事 西山審査指導課長】 それでは、議第478号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について御説明いたします。

議案書の16ページから18ページ、資料の17ページから19ページでございます。

本日御審議いただきます案件は特定行政庁である枚方市が建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき産業廃棄物処理施設の建築許可を行うに当たり、本審議会に付議するものでございます。

初めに、建築基準法第51条の規定の概要について御説明いたします。

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場などは原則としてその敷地の位置が都市計画において決定されているものでなければ建築することはできません。一方で、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上、支障がないと認めて許可した場合はこの限りではありません。本件は民間事業者による施設であり、都市施設とするだけの公共性を有しないことから、建築基準法第51条ただし書きによる許可を行いたいと考えております。

次に、本計画の概要について御説明いたします。敷地の位置でございますが、地図上の中央付近、枚方市中宮大池3丁目地内となります。都市計画における区域、地域は、それぞれ市街化区域、工業専用地域に定められております。周辺状況等の詳細につきましては、後ほど御説明申し上げます。

処理施設の概要ですが、敷地面積は約3,400平方メートル、敷地内の既設建築物は事務所棟、倉庫棟、工場棟の3棟からなり、延べ面積は約1,500平方メートルとなっております。今回の計画は新たに建物の新築、増改築等を行うものではなく、既存の工場棟の内部に設置している破

砕機の増設により、処理能力の増強を行うものです。

なお、既存の工場棟は令和元年に新築されたものでございます。本計画に係る処理施設の種類の種類は産業廃棄物処理施設です。廃プラスチック類の破碎施設としての処理能力を現在の1日当たり4.5トンから19.6トンへと増強する計画であり、1日当たりの処理能力が6トンを超えることから、建築基準法第51条ただし書きの許可を要するものでございます。

本施設における処理工程は廃棄物の受入れ、保管、選別、破碎、保管、搬出の順で行い、①良質な廃プラスチック類の再資源化を行うマテリアルリサイクル、②汚れた廃プラスチック類を燃料やセメント原料化するサーマルリサイクルを目的とした施設です。

本計画による処理能力の向上を通じ、廃棄物処理にかかわる社会問題への取組みに寄与するものと考えております。

こちらの写真は本件敷地の西側道路から撮影したものでございます。手前が事務所棟です。奥に見える工場棟の内部で廃プラスチック類の破碎処理が行われております。

次に、周辺の土地利用について御説明します。

こちらは用途地域図に周辺の主要幹線道路を重ねたものでございます。敷地は市道田口池之宮線に接道しており、周辺には国道1号、国道307号、府道枚方交野寝屋川線、市道枚方藤阪線などが整備されております。

敷地の用途地域はすべて工業専用地域に指定されており、敷地奥で準工業地域に近接しています。敷地に最も近接する住居系の用途地域、第一種住居地域までは準工業地域を介して約370メートル離れております。こちらの図面は敷地境界から100メートルの範囲における周辺建物の用途を示したものでございます。青色着色部分が工場、紫色がパチンコ店、茶色が事務所となっております。黄色はパチンコ店の社員寮でございます。

こちらの写真は敷地の前面道路から北側を写したものです。右手前が敷地内の事務所棟です。前面道路の幅員は約6.8メートルございます。

次に、周辺環境への配慮について御説明いたします。

本件許可申請に先立ち、事業者において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可手続に必要な生活環境影響調査を行っております。調査項目は施設の稼働と運搬車両の走行についてそれぞれ大気質、騒音、振動の調査予測評価を行っております。調査地点は敷地境界周辺の地点1から4、搬入、搬出経路となる市道田口池之宮線上の地点A、府道枚方交野寝屋川線上の地点B、国道307号上の地点C、Dにおいて行っております。こちらは生活環境影響調査の調査結果一覧でございます。各調査項目において、予測値が最大となった調査地点の値を示しております。このうち、最下段にお示ししております、振動について現況値から増加することが予測されておりますが、いずれも表中で基準値と記載しております環境保全目標値以下に収まっており、本計画による周辺環境への影響は軽微なものであると考えております。

なお、下から2段目、騒音につきましては予測値が環境保全目標値を上回る結果となっておりますが、現況値から増加するものではないため、本計画に伴う直接的な影響は軽微なものと考えております。

なお、本計画に係る周辺環境への配慮としまして、粉じん対策については、噴霧器の使用やシート掛けを行うこと、騒音、振動対策については低騒音型重機の使用や、防振ゴムの設置を行うこと、また、これらに加え、屋内作業に限定することなどが示されております。また、計画施設は午前8時から17時半の昼間9時間稼働するものとし、夜間操業はありません。

本件事業者は枚方市産業廃棄物の不適切な処理の防止に関する条例に基づき、説明会の開催等により敷地周辺の関係者から意見の聴取を行ってお

り、特段の反対意見はないとの報告を受けております。

なお、条例にて対象とする説明範囲は計画地及び隣接地の土地所有者と、加えて、これらの土地にある事業所棟にて勤務している者となっております。

最後に、特定行政庁としての考え方を整理いたします。

まず、当該地は枚方市都市計画マスタープランで工業集積ゾーンと位置づけられており、用途地域は工業専用地域で周辺でも工業系土地利用が図られております。また、住宅系の用途地域からも一定距離離れた立地であることから、都市計画上、支障がないと考えております。

次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による許可手続において必要となる生活環境影響調査の結果、本計画による周辺環境への影響は軽微であると評価できるとの調査結果が得られております。

説明は以上でございます。

【澤木 会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの幹事からの説明につきまして、御意見、御説明ございませんでしょうか。

長谷川委員、お願いします。

【長谷川 委員】 スライドの6枚目の写真では、4枚目の図面で見るとより、事務所棟と工場棟の間が狭く見えるのですが、問題はありませんでしょうか。

【幹事 西山審査指導課長】 そうですね、現地のほうを確認しております。図面どおりの配置になっております。ちょっと写真では遠近感の関係で、非常に近く見えるんですけども、図面どおりになっていることを確認しております。

【長谷川 委員】 わかりました。あと、3番目の周辺の土地利用で、

写真に写っている煙突っぽいものは、この会社の敷地の中にあるものですか。

【幹事 西山審査指導課長】 この奥に見える煙突は、他の工場の煙突でございます。

【長谷川 委員】 わかりました、ありがとうございます。

【澤木 会長】 長谷川委員、よろしいでしょうか。

工場棟はかなり高さが高いんですね。接近して見えるっていうのは。そのほかいかがでしょうか、御質問、御意見ございませんでしょうか。

山本委員、どうぞ。

【山本 委員】 すいません、こちら生活環境影響調査の結果で施設の稼働に伴う影響で、騒音のところが基準値を超えていると。今回の増設に伴い影響はないというのはそのとおりののですが、そもそも基準値を超えているものをそのままにしておくということは特に問題がないのかというふうに思いました。

【幹事 西山審査指導課長】 そうですね。敷地の周辺それぞれの辺で騒音を測定しているんですけども、4ページを開けていただけますか。今回の処理施設を増設する部分が図面上、赤く示された部分になるんですけども、ここに最も近い敷地境界、南側、この図面でいう真下で評価したものがこの工場、新たに設置する施設の影響が64.3デシベルと出ているんですけども、これに対して既存の騒音が68ということで、これは合わせた将来騒音レベルが69.5と出ております。今回、最大値を採用するというので、この図面でいう左側道路面での数字が出ているんですけども、一番処理施設からは離れていますので、計画施設の騒音っていうのは44.1デシベルということなんですけれども、既に現在の騒音がここ周辺の音も拾っているということで、既に現況で70デシベルござ

います。これらを合わせた将来騒音レベルが72と出るので、ここが採用ということになってしまうんですけども、今回の施設とは直接影響がないものと考えております。

【澤木 会長】 山本委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そのほか、御意見、御質問はいかがでしょうか。

内田委員、どうぞ。

【内田 委員】 今のやり取りと同じようなことになるんですけども、スライドのところに示していただいている生活環境影響調査の今、施設の稼働に伴う影響ということで騒音のところの話触れられていましたけれども、運搬車両の走行に伴う影響というところも微妙な数値、基準70デシベルに対して69。さらにもう一枚前のスライドのところで、搬出入の車両の台数を見ると、結構、増えていると。1日当たりということなので、少ないとも言えるし、あるいは搬出入の時間帯が集中するというような可能性も気になるところです。この前面道路、先ほど写真で示していただいたように、あまり幅員も広くないし、大型の車両同士が離合する時にそれなりに騒音が発生するのかなというような感じを受けております。ですから、確かにこの当該施設を増設することによって、その寄与分っていうのは大きくはないでしょうけれども、全体としてはやはりちょっと環境面で注意を払うべきところという印象があるんですが、このエリア全体として、工業系の土地利用になっているので、トータルとして、基準ぎりぎりだけれども、大きな問題にはならないというような理解でよろしいんでしょうかという確認です。

【澤木 会長】 幹事、いかがでしょうか。

【幹事 西山審査指導課長】 そうですね、おっしゃるとおり当該地域は工業専用地域ということで、住宅であったり、店舗、飲食店、学校、病

院といった立地ができない地域になっておりますので、工業の操業に騒音が大きめに出ていたりとか、大型車両が通行したりということは、事実としてここは許容せざるを得ないところかな考えております。

【内田 委員】　これが、周辺もうちょっと離れたところに影響及ばないよというあたりのところは御留意いただければなという、最後はお願いというか感想というかでございます。以上です。

【澤木 会長】　幹事、いかがでしょうか。

【幹事 西山審査指導課長】　そうですね、ありがとうございます。許容とはいえ、あまり広い範囲に大きな騒音が広がらないよということ、配慮していきたいと考えております。

【澤木 会長】　内田委員、よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。御意見、御質問ございませんか。

多々納委員、どうぞ。

【多々納 委員】　両方同じなんです、これ、この資料、エビデンスとして見たときに、最大値を単にとりましたって言われただけだと、何かそうですかと、それをそのまま追認しましたと。しかも、超えていましたと、それだけでいいかという、先ほど御説明されましたよね。南館のところで見たら、例えば、工場の騒音の増加寄与分も若干あるけども1デシベルぐらいで、それ自身は超えてないとか。それから、道路もこれ不思議ですけど、これ何で車両数がこんなに増えるのに、運搬車両の走行に伴う影響がないのかとか、わかりにくいんですよ。そういう意味でいうと、こういうことでこうやったとか、何かどっかに書いてもらおうとか、何か追加資料を出してもらおうとかしてもらえれば、非常にわかりやすくなるだろうと思うんですけども。これを最終的に何かwebか何かに載せられて、この委員会がこういうことで同意したということを出されるんだったら、何か

ちょっとそういう工夫をしていただけるとありがたいかと、僕は思いますけど、いかがでしょうか。

【澤木 会長】 幹事、いかがでしょうか。

【幹事 西山審査指導課長】 そうですね、資料の追加といいますか、可能であれば、そこは試みたいかと考えております。いかがでしょうか。パワーポイント自体は公表されないということですので、ちょっとすみません、説明資料が非常にわかりにくくて申し訳なかったです。

【多々納 委員】 ここでの委員会で承認したということであれば、あと、それ以上のデータとか公表されないんですね。

【幹事 西山審査指導課長】 そうですね。

【多々納 委員】 はい、わかりました。先ほど説明の範囲内で理解すると。じゃあ、今の1点追加すると、先ほどの自動車の台数、増えることがなぜ1デシベルも増えないのかということについて、御説明いただけますか。

【幹事 西山審査指導課長】 これは、1度に集中して車が来るわけではございませんので、1台当たり、1台ずつ出て入っていくということの評価結果だということです。

【澤木 会長】 多々納委員、よろしいでしょうか。

【多々納 委員】 わかりましたが、じゃあ、言い方を変えると、もとの自動車走行台数が非常に多くて、それに対して軽微な変化しかないという、そういう意味ですね。

【幹事 西山審査指導課長】 そうですね。

【多々納 委員】 そういうことを計算されたということに理解しますが。できたら、その辺も少しわかるようにしていただけるとありがたいと思います。以上です。

【澤木 会長】 そのほか、御意見、御質問ございませんでしょうか。

島田委員、どうぞ。

【島田 委員】 今、議論になっていることについてちょっと付け加えます。生活環境影響調査で調査された期間がここで示された4か所の地点に関するデータも報告されてまとめられていると思います。都市計画審議会ではこの調査の結果について議論する場ではないのですが、今、追加で説明された地点1、2、3、4のデータについて詳しくまとめられた報告書があると思いますので、確認なのですが、どこかにそういう報告書としてまとめられたものがあるのですよね。

【幹事 西山審査指導課長】 そうですね、環境省が出しております調査指針に基づいて調査したものを提出を受けておりますので、それをちょっとまとめて表現させていただいたのが、今回のパワーポイントという形になります。

【島田 委員】 わかりました。都計審で産業廃棄物処理場の案件がある場合、生活環境影響調査の結果が簡単にまとめられて報告されて、それに関する疑問点が都計審の場でたくさん出てきます。生活環境影響調査の詳細な報告がなされなくてもよいのですが、資料という形でもう少し詳しいものを用意していただければ、皆さんの疑問は解決すると思います。今後、こういう案件が出てきたら、民間委託されて報告書が作成されているのかもしれませんが、報告書としてまとめられた詳細な資料を用意していただければ、皆さんすっきりするんじゃないかと思いますので、今後、御検討ください。よろしくお願いたします。

【澤木 会長】 はい、ありがとうございます。

【内田 委員】 生活環境影響調査を、これは事業主さんがされてどちらかに提出されて、そこで妥当性とかに関する検討をされたというプロセ

スがあると思うんですけれども、どちらが妥当性を検討されたのか。それ検討結果がいずれか断片的でもあるいは全文かもしれませんが、公開資料なのかどうかというあたり、事実関係をお教えてください。

【澤木 会長】 幹事、いかがでしょうか。お願いします。

【幹事 西山審査指導課長】 そうですね、廃掃法の許可をするに当たり調査が義務付けられておりますので、環境部局のほうで確認をしているということになります。

【澤木 会長】 公開についてはいかがですか。

【幹事 西山審査指導課長】 縦覧をしております。

【澤木 会長】 よろしいでしょうか。 そのほか、御意見、御質問はいかがでしょうか。資料の生活環境影響調査のエビデンス等の提示の仕方について、御意見いただきました。

【田代 委員】 先ほどからいろいろと議論になっている周辺環境への配慮という環境アセスの問題なんですけども、これについて、基準値を超えているところに、私としては少しこれをクリアするのは非常に厳しいのではないかと。ということは、やはり環境に配慮したことを考えると、やはり基準値以下であるなら問題ないとしても、基準値を超えた中での資料が出てくるということについては、やはり何らかの条件をつけるとか、そういったことをしないと近隣のいわば住宅、370メートルぐらいの距離ですから、これが問題視されてこないかなと懸念があるんですけども、その辺はどうでしょうか。

【澤木 会長】 幹事、いかがでしょうか。

【幹事 西山審査指導課長】 そうですね、今回、最大値というところで既存の騒音レベルが70を超えているというものがちょっと出ているんですけれども、そうですね、今回の計画というところでいきますと、新た

に設置する設備に対して、建物の中で操業するとかいうところで、基本的なところの騒音っていうのは抑えられているのかなと考えておるんですけども、そのもともとの道路であったり周辺の騒音というところが超えているという、ここは地域の課題ということかなと考えております。

【澤木 会長】 田代委員、いかがでしょうか、よろしいですか。先ほどと同じ御説明だったとは思いますが。

【田代 委員】 今後、この問題で付近住民からいわば基準値を超えているというような問題が起きた場合ですね、担当としてはその辺のクリアはできるというふうに理解してもいいんですかね。

【幹事 西山審査指導課長】 そうですね、今回、工場に対してはしっかり騒音を抑える指導をしていますし、今もしておるんですけども、今後も引き続き車両の騒音も含めて、騒音を抑えるようにっていうことは指導して参ります。

【田代 委員】 はい、わかりました。

【澤木 会長】 内田委員、お願いします。

【内田 委員】 施設の増設の是非ということと言うと、ほかのバックグラウンドの騒音もあるし、ここだけが何か非常に大きな寄与度を持って環境に悪い影響を及ぼしているというものではないので、反対するものでは全然ないわけです。しかし、そもそもなぜ、都市計画審議会が特に認めればオーケーというふうになっているかという、その規定の趣旨を考えると、個々の話ではなくてエリア全体としてどうなのかという判断をした上で、都市計画審議会の立場としてオーケーを出しましたということになっちゃうと思うんですよね。ですから、その点で、やはり先ほど出ているように自信を持って環境基準との関係で見ると、ちょっとグレーのところは今あるにしても、トータルとしては妥当であろうという判断を下したとい

う、委員個人として確信を持てるようなものをやっぱり示していただきたいなというふうに思います。コメントです。

【澤木 会長】 はい、ありがとうございました。

少しいろんな資料の提示の仕方、あるいは説明の仕方に対して委員のほうから御意見をいただきました。田代委員、特に反対という御意見ではないと理解でよろしいですか。先ほどの御意見ですけども、御反対という御意見でしょうか。ではないですね。内田委員もよろしいですね。

【内田 委員】 私も、この案件のことだけではない意見を述べたということでございます。

【澤木 会長】 それでは、御質問、御意見ないようですので、議第478号について、採決に入りたいと思います。議第478号を原案どおり承認することについて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議がないようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第479号も同じような産業廃棄物処理施設に関するものですけれども、議第479号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について幹事より説明をいたします。よろしく申し上げます。

8 議第479号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について

【幹事 辰巳審査指導課長】 議第479号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八尾市）」について説明いたします。

議案書の19ページから21ページ、資料の20ページから22ページでございます。私は八尾市建築部審査指導課辰巳と申します。よろしく願いいたします。

本案件は建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、特定行政庁である八尾市が産業廃棄物処理施設の建築許可を行うに当たり、本審議会に付議するものでございます。

本案件の産業廃棄物処理施設は民間事業者による施設であり、都市施設とするだけの公共性を有しないため、都市計画決定ではなく、51条ただし書き許可の対象として施設の設置を判断するものとしています。

こちらは八尾市全域を示す位置図です。本案件の敷地は八尾市の南側、地下鉄八尾南駅から北東1,300メートルほどにあり、老原9丁目53番に位置します。敷地面積は3,524.25平方メートルで、既存建築物として破砕棟、事務所棟があり、延べ面積の合計は1,472.25平方メートルです。本計画に伴う建築行為はありません。

施設の既存の破砕処理施設について機能向上を行う計画であり、木くずの産業廃棄物の中間処理施設です。1日の処理能力は木くず453.8トンです。こちらは敷地周辺の用途地域を示した図です。用途地域は工業地域に指定されています。当敷地の周囲100メートル以上が工業地域に指定されており、工業地域が接するほかの用途地域として準工業地域、第一種住居地域があります。また、工業地域の南側は八尾空港があり、市街化調整区域に指定されております。

当敷地の周辺建物の状況としましては、工場が大半であり、当施設より100メートルの範囲内に住宅集合地はございません。こちらは、敷地と前面道路の状況を撮影した写真となっております。赤色部分が敷地境界の位置を示しております。左側の写真は道路境界部分を南東から北西方向に撮影したものです。右側の写真は道路境界部分から敷地内通路を撮影したものです。こちらの写真は、破砕棟を南から北方向に撮影したものです。

次に、生活環境影響調査についてであります。事業者より建築基準法第51条の許可申請と並行して廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づく施設の設置許可申請がなされており、申請に先立ち生活環境影響調査が事業者により実施されております。対象となった調査項目は施設の稼働による大気質、騒音及び振動です。こちらは搬出入経路図です。青で表記している部分が搬入経路、黄色で表記している部分が搬出経路となっております。廃棄物の搬出入は中央環状線、国道25号線などから八尾市市道木ノ本田井中線を経るルートとしております。

生活環境の影響把握のため大気質については、民家付近の主要搬入出道路上の2地点及び敷地境界線上の2地点において、また、騒音及び振動については、民家付近の主要搬入出道路上の2地点及び敷地境界線上の3地点において現況調査を行い、予測を行っております。

生活環境影響調査の結果としましては、表のとおりとなっているところです。運搬車両の走行に伴う騒音の予想値が基準値を上回る結果となりましたが、これにつきましては、周辺の交通量が多いことから現況値が基準値を上回っていたためであり、現況値と予測値に変動がないことから、影響は軽微であると評価されています。

また、そのほかの項目についても基準値等を下回る結果となっており、影響は軽微であると評価されております。

なお、本計画に係る周辺環境への配慮としまして、破碎施設及び保管場所は建屋内とし、必要に応じて散水を実施することなどが示されております。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づく産業廃棄物処理業の許可申請の事前手続として、八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例に基づき、事業者が説明会に代えて、近隣町会への回覧

板による周知及び、周辺住民への個別説明をすると共に、令和4年3月4日から4月4日までの期間、事業計画書の閲覧を行いました。意見書の提出が6件ございましたが、いずれも事業者による見解書により説明済みであり、その後、見解に対する意見等はなく、周辺住民への周知及び説明は完了したものを考えております。

最後に、特定行政庁としての考え方を整理いたします。

当計画地は、八尾市都市計画マスタープランにおいて、産業集積の維持発展や、操業環境の向上を図るエリアとしており、工業集積ゾーンと位置づけております。工業地域に位置しており、計画地周辺には住宅等が少なく、生活環境影響調査の結果からも周辺への影響が少ないことから、都市計画上、支障がないと考えております。説明は以上となります。

【澤木 会長】 はい、ありがとうございました。

ただいまの幹事からの説明につきまして、御質問、御意見ございましたら、お願いしたいと思っております。

角谷委員、お願いします。

【角谷 委員】 どうも御説明ありがとうございました。角谷でございます。

先ほどの枚方市の案件のまず、1点目が基準値という、この生活環境影響調査の騒音の最大値というところなんですけども、こっちの先ほど枚方であれば70.0デシベルですかね、今回のこの運搬車両の走行に伴う影響というのが、昼間と夜間で65と60というのが出ているんです。この何か違いがあるのかというのが1つ目で。2つ目は、そのパワーポイントの資料の範囲っていうところの青と赤のシールなんですけども、この一番左の下の住宅に近いところの測定地点、この地点についての数値っていうのはいかがなものなのかということと。もう一つ、最終ページ15ページ

の意見書が今回6件出ているということで、それに対する会社の説明で納得されたということですが、それどういったことの質問があったのかと、以上3点、お尋ねしたいと思います。

【澤木 会長】 3点の御質問がございました。幹事、いかがでしょうか。

【幹事 辰巳審査指導課長】 まず、基準値である昼間65デシベル、夜間60デシベルについてでございますが、用途地域によって変わることとなっておりますので、本用途地域は工業地域となっておりますので、この基準値となっているところでございます。昼間の65デシベル、夜間60デシベルというのは正しいというふうになっているところでございます。そのように判断しております。用途地域の違いで、このデシベルが違うというところとなっておりますのでございます。

【澤木 会長】 2点目お願いします。

【幹事 辰巳審査指導課長】 今回の申請地の左側、西側の地点なんですけども、予測値としましては昼間64デシベル、夜間59デシベルとなっております。結果といたしましては環境基準値を下回っているということとなっております。

【角谷 委員】 すいません、ここでもう一回、再質問していいですか。ということであれば、左下で64と59ということで行くと、この赤字になっている69とか63っていうのは、基準値を超えているということ。私、なぜ左下を聞いたかのかというと、この施設のすぐそばで行くと、これだけ数値が出ているということは、すぐ近くに住宅があると思うんですけども、基準値を大幅に上回っているというのは、先ほどの枚方の件でもありましたけども、ちょっとあまり今回、業務としても5倍ぐらいの容量を扱うことになるということで行くと、何かほんとは対策をしなくて大

丈夫なんかなというちょっと気がしてならないので、ちょっと3点目の先ほどの質問の前に、ちょっとその点についてお答えいただけたらと思います。

【幹事 辰巳審査指導課長】 資料の予測値としまして、昼間69、夜間63デシベルの測定の場所といたしましては、今回の場所から東へ300メートルにある道路上の地点の測定値及び予測値となっております。当該地の周辺の騒音の振動値、予測値につきましては環境基準値を下回っているという結果が出ておりますので、追加というか申し伝えておきます。ということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【澤木 会長】 角谷委員、よろしいでしょうか。

【角谷 委員】 ちょっと普通で考えると当該施設の周辺、やっているところで処理しているところで騒音が出るというのは、何かわかるような気がするんですけども、これだけの右下の部分で、その最大数値が出るということで今、御説明があったという理解でよかったですかね。

【幹事 辰巳審査指導課長】 はい、そちらのほうで、69、63デシベルというのは、交通車両の関係で、それだけの数字が出ているというふうに判断しているところでございます。

【角谷 委員】 なるほど、わかりました。私の理解不足で申し訳ありません。運搬車両ということですね。そういうことでいくと、右下のほうは最大値が出ているということですね。こっちで施設の中で起きるとするのは、むしろ振動のほうだということの理解でよかったですね。

【幹事 辰巳審査指導課長】 はい。

【角谷 委員】 わかりました。そうしたら、3点目の意見書のほうをお願ひいたします。

【幹事 辰巳審査指導課長】 意見書のほうでございませうけども、意見

書のほうでは6点というふうに説明させていただきましたけども、搬入道路としましては、指定している道路以外を迂回路として使用しないでほしいなどや、処理能力増加、今回に伴う騒音の増加についてなど、その他、運搬車両から道路上の木くずの飛散などの意見書をいただいているところでございます。それらについて、事業者のほうから対策を行うというふうに、また、飛散防止につきましては飛散しないように徹底指導していくというふうな回答をしているところでございます。主な意見としましては、以上となっております。よろしくお願いいたします。

【澤木 会長】 角谷委員。

【角谷 委員】 会長、ありがとうございます。

意見として言わしていただきたいと思います。運搬車両というものが、右下の地点で非常に大きな最大値ということでありましたけども、施設内でも恐らく運搬で入ってきて降ろしたり、また、積んだりということで、それ相応の振動が、振動というか騒音があるんじゃないのかなというふうに思いますので、この資料にそういった書き込みをちょっとしていただいたら、こういった質問もしなくて済むと思うので、今後、この審議会のほうでも資料をつけていただく際には、そういった数値、わかりやすいものを作っていただきたいと思っております。そして、意見書もせっかく出てきた住民の意見っていうのが、こういったところに反映されずに、会社でその分処理されているということであれば、そういった、こんな意見があって、こういう回答をしましたよということで、ちゃんとつけていただくほうが親切じゃないかなというふうに思っておりますので、今後、対応をしていただきたいと思っております。

【澤木 会長】 御意見ありがとうございます。

どうぞ、幹事。

【幹事 山田計画推進室長】 1つ前の案件から、今回特定行政庁の関係で51条の関係を付議させていただくに当たって、生活環境影響調査は、環境法令に基づいて、きちっとやって、報告書もできているんですけども、この場で審議させていただくに当たって、その調査の内容とか、あるいは環境保全対策もその調査書の中ではちゃんと載っております。その内容について、我々、審議会の運用する立場としてきちっとそういう内容についても、より詳細にこの審議会での説明するように求めてまいりたいと考えておりますので、すいませんが、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

【澤木 会長】 よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど手を挙げられました中谷委員ですね。

中谷委員から、御質問、御意見お願ひします。

【中谷 委員】 議案番号479号八尾市の関係ですが、八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例ということで、これは16ページですけれども、住民に対する徹底というようなことだと思うんですが、回覧板による周知及び現場周辺住民への個別説明の実施、令和4年3月4日から令和4年4月4日まで。そして、また、今、意見書の件も出ておりましたが、条例で周辺の住民に回覧で周知したり、また、個別住民への説明会を実施したというようなこともされております。片や、枚方市の場合、枚方市産業廃棄物の不適切な処理の防止に関する条例に基づく手続きということで、地元説明会をされております。令和4年の10月13日18時から19時まで、出席者2名、これはこういうふうな住民の説明会に関しては、各市ごとの条例ではどんな形になってもよろしいのでしょうか。地元の説明会ということで2名ということになっておりますが、これはこれでいいのでしょうかね。

【澤木 会長】 いかがでしょうか。

【幹事 森岡計画調整課長】 市町村で条例を定められて、それを対応していただくという形になりますので、そこについては、ちょっとどうしても、そういうばらつきといますか、そういう形になってこようかと思えます。

【中谷 委員】 わかりました。ありがとうございます。

【澤木 会長】 その他、御意見、御質問いかがでしょうか。はい、いいえ、長谷川委員ですね、お願いします。

【長谷川 委員】 さっきから度々話題に上がっている生活環境影響調査ですが、運搬車両の走行に伴う影響のところ、実はさっきの枚方の案件でもちょっと不思議だったのが、騒音は現況値と予測値が変わらないのに、振動は現況値より予測値の方が大きくなるのはなぜなのでしょう。あと、夜間も、振動の予測値が現況値より大きくなっているのですが、夜間も搬出とか搬入を行うということなのでしょう。

【澤木 会長】 幹事いかがでしょうか。

【幹事 辰巳審査指導課長】 まず、台数が大幅に増えるということにつきましては、今回の計画は24時間操業ということになっておりますので、時間当たりには直しますと、平均十数台ということになってこようかと思えますので、それに伴う影響は軽微なのかなというところを考えているところです。また、当施設内でそういう産廃施設の下ろしたりとかいうのもございますので、その辺の影響もあるのかなというふうに考えているところでございます。

【澤木 会長】 長谷川委員、よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。よろしいですか、そうしましたら、御意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議題479号を原案どおり承認することにつ

いて、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

御異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、議第480号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」についてでございます。こちらと同じく、八尾市のほうの幹事から説明いたします。

9 議第480号「産業廃棄物処理施設の敷地の位置」について

【幹事 辰巳審査指導課長】 議第480号、「産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八尾市）」について説明いたします。議案書の22ページから24ページ、資料の23ページから25ページでございます。

本案件は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、特定行政庁である八尾市が産業廃棄物処理施設の建築許可を行うに当たり、本審議会に付議するものでございます。

本案件の産業廃棄物処理施設は民間事業者による施設であり、都市施設とするだけの公共性を有していないため、都市計画決定ではなく、51条ただし書き許可の対象として敷地の設置を判断するものとしています。

こちらは、八尾市全域を示す位置図です。本案件の敷地は八尾市の北側、近鉄八尾駅から北1,700メートルほどにあり、山賀町1丁目27番1及び34番に位置します。敷地面積は4,389.24平方メートルで、既存の建築物はありません。破碎棟と事務所棟を新築し、延べ面積の合計は2,919.39平方メートルとなります。

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類の破碎処理施設及び汚泥の脱水処理施設を新築する

計画であります。

破碎施設を設置し、1日当たりの最大処理量は廃プラスチック類342.4トン、木くず538.4トン、がれき類1,588トンです。また、脱水施設を設置し、1日当たりの最大処理量は、汚泥964.8立方メートルです。なお、当処理品目のうち紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくずの処理については、許可を要しない品目であります。

こちらは、敷地周辺の用途地域を示した図です。用途地域は、準工業地域に指定されております。当敷地の周囲100メートル以上が、準工業地域に指定されており、準工業地域が接する直近の用途地域としましては第一種住居地域があります。当敷地の北側及び西側は農地であり、その他、周辺建物の状況としましては、工場が大半であります。また、当施設より100メートルの範囲内に住宅集合地はございません。

こちらは、敷地と前面道路の状況を撮影した写真です。赤色部分が敷地境界の位置を示しております。左側の写真は、申請敷地を東から西方向に撮影したものです。右側の写真は、申請敷地を南東から北西向きに撮影したものです。

事業者から、建築基準法第51条の許可申請と並行して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条に基づく施設の設置許可申請がなされており、申請に先立ち、生活環境影響調査が事業者により実施されております。対象となった調査項目は、施設の稼働及び運搬車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動です。

こちらは、搬出入の経路図です。青で表記している部分が搬入経路、黄色で表記している部分が搬出経路となっております。廃棄物の搬入出は、敷地前面の主要地方道八尾枚方線が経路であります。各項目の影響範囲の把握のため、大気質については主要搬入出道路境界上及び計画建物で最も

大きい開口部付近の2地点において、また騒音及び振動については、敷地境界上の4地点において現況調査を行い、予測を行っております。

生活環境影響調査の結果としましては、表のとおりとなっております。施設の稼働及び運搬車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動すべての項目で、基準値等を下回る結果となっており、周辺的生活環境への影響は軽微であると評価されています。

なお、本計画に係る周辺環境への配慮としまして、建屋内での搬入、受入れとすること、騒音、振動発生機器は、建物内に設置することなどが示されております。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づく、産業廃棄物処理業の許可申請の事前手続としまして、八尾市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例に基づき、令和4年2月4日に事業者が説明会を開催しており、令和4年1月24日から2月24日までの期間、事業計画書の閲覧を行っております。意見書の提出はなく、周辺住民への周知及び説明は完了したものと考えております。

最後に、特定行政庁としての考え方を整理いたします。当計画地は、八尾市都市計画マスタープランにおいて、土地利用現況や土地活用動向などを踏まえ、産業集積や住環境との調和に配慮し、住工共存や工業集積に向けた土地利用を図るエリアとしており、工業集積検討ゾーンと位置づけています。準工業地域に位置しており、計画地周辺には住宅などが少なく、生活環境影響調査の結果からも周辺への影響は少ないことから、都市計画に支障がないと考えております。説明は以上となります。

【澤木 会長】 ありがとうございます。ただいま、幹事から説明がございましたが、幹事からの説明につきまして委員の皆様から御意見、御質問ございましたら、よろしく申し上げます。多々納委員どうぞ。

【多々納 委員】 今回、3つ続けて見せてもらったんでわかったんだと思うんですが、だんだんこの処理能力増えていっているんですよね。ただ、運搬車両数は、今回が一番少ない。さっきのケースでは、300以上あったわけですね。ただ、そのとき処理能力が幾らでしたっけ、450トンですね。だから、300で割れば1.5トンとか、そういうオーダーなんですかね。ぐらい運びますと、そういう計算になるのかなと思うんですが、今回、ここは木くずと、その他がれき、あるいは廃プラスチックって、ここの破碎施設に搬入される汚泥とか除いた部分だけ考えても2,400トンぐらいあると、これに対して車両が24台、25台ですか、搬入が1台で100トン運ばなきゃいけない。何かすごく不思議な計画が出ている気がするんですが、この辺はどういうふうに理解したらいいんでしょう。

ここの計算上は、どういう計算になって、今のその軽微なその走行台数の変化に伴う影響というふうに判断されたのかと、この辺りも知りたい。さっきの300台っていうのは、2分に1台ぐらい大型車両が通るってことですから、そんなに少なくはないよなど、変化としてはですね。とは思いますが、ここの場合はもっと多くならなきゃいけないと思うんだけど、そういうのどういう計算をしてこうされたのかと、しかし振動のところで、ここでは非常に大きくなっているんで、それなりに影響を入れているんじゃないかと思うんですが、この辺の資料に齟齬はないですかって、まずその確認をしたいんですけども。

【澤木 会長】 幹事いかがでしょうか。

【幹事 辰巳審査指導課長】 すいません、お答えさせていただきます。今回の処理能力につきましては、最大ということでマックスの値となっております。これは運搬車両につきましては、資料のほうにも書かせてもらっているんですけども、想定という形になっておりますので、そこでの

差はあるのかなと考えているところでございます。

【多々納 委員】 じゃあ、その後ろの影響調査は、何の数字をベースにされているんですか。

【幹事 辰巳審査指導課長】 すいません、生活環境影響調査のほうの数字は間違いがないという判断をしているところなんですけども、その予測値を出すに当たって、道路の構造等も影響しているところと判断しておりますので、その辺も影響している可能性があるということで判断しているところです。

【多々納 委員】 これ計算するのに、台数の増加を考慮しなかったら、運搬車両の走行に伴う影響は計算できませんよね。

【幹事 辰巳審査指導課長】 はい。

【多々納 委員】 そこで計算されている運搬車両の増大というのは、この25台だけですかという質問です。むしろ、じゃあ今度施設の稼働に伴う影響はどういう想定を今度されたんでしょうかと、2つ必要だと思えますけど、そう答えられた場合はですね。

【幹事 辰巳審査指導課長】 まず1つ、今回の現況値から予測値で振動が上がっております。それについては、今回の搬入、搬出の25台、23台に影響により増大していると判断しております。

【多々納 委員】 いや、判断でなくて、どういう想定をされたかを聞いているんですよ。だから、それをされたら、それで結構ですし。そうすると、今度は施設のほうの変化は最大処理能力でやらずに、何か違うやりかたしたんですか。そこの前提を教えてくださいってことです。

【幹事 辰巳審査指導課長】 資料のほう、確認させていただきたいと思っておりますので、ちょっと時間いただけたらと思うんですけども。

【多々納 委員】 はい、僕は結構ですけども。要するに、これ前提は

っきりしないので、答えがこう変わりましたって言われても、よくわからないじゃないですか。そこだけ少しくリアにさせていただいて、その上で、あっそうですかって話にしたいと思うんですが、よろしくお願いします。

【澤木 会長】 ただいまの多々納委員からの御質問に対して、事務局側の説明を尋ねたところですけども、質疑に関しまして少し見解の整理の時間が必要ということですので、ちょっと一旦暫時休憩をとりたいと思います。どのぐらい、5分。わかりました。じゃあ併せてということで、内田先生からも御質問を投げかけておいていただきます。

【内田 委員】 同じく、環境影響調査の結果についてで、スライドの13ページのところ、先ほど気をつければよかったんですが、今回になって騒音のところ、規制基準値のほうはL5でやっていて、5パーセントイルでやっていて、それに対して法の基準である環境基準値は等価騒音レベル、Leqでやっています。予測において、Leq、法の環境基準に合わせてクリアしているよということを出されているんでしょうけれども、規制基準値のほうで時間帯によって生活影響のことは見るための数値、これ出ているんですが、L5とLeqでは当然、厳しさが違うんですけども、この辺り、どう考えられているかということも併せてお教えいただければと思います、以上です。

【澤木 会長】 それでは、事務局のほうでちょっとお願いします。

【司会】 澤木会長から御提案ありましたとおり、ここで一旦休憩をとらしていただきたいと思います。ただいまの時刻16時20分でございますので、約10分後、16時30分にまた再開したいと思いますので、お席にお戻りいただければと思います。よろしくお願いします。

（午後 4時20分休憩）

（午後 4時30分再開）

【司会】 ただいま、16時30分の時刻となりましたので、皆様、御着席をお願いいたしまして、審議を再開させていただきます。引き続き澤木会長に議事進行をお願いしたいと思っておりますので、澤木会長、よろしくお願いいたします。

【澤木 会長】 改めまして、議事を進めてまいります。先ほどの多々納委員及び内田委員からの御質問に対しまして、多々納委員の御質問に対しては、再度事務局の御説明、内田委員の説明についてはまだ初めてですので、御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

【幹事 辰巳審査指導課長】 まずは、処理能力のほうでございますけれども、今回廃プラスチック類、木くず、がれき類ということで最大能力のほうを記載さしてもらっております。それにつきましては、最大ということで今回の破碎等々のルートの関係から、同時に稼働するわけではなくて、あくまでも単体で見たときの最大ということで、そこまで実際は同時には稼働しないということで判断しております。

それと、搬入出の台数についてでございます。これにつきましては、事業者のほうから想定台数ということで、このように上がっているところなんでございますが、それについては資料等を確認いたしまして適正であると判断しているところでございます。

もう一点、生活環境影響調査の施設の稼働に伴う影響の基準値のL5と運搬車両の走行に伴う影響の予測値L_eqでございますけれども、これに基づきましては、施設の稼働に伴う影響のL5につきましては法に基づく、騒音規制法に基づくルールになっており、またL_eqにつきましては、環境基準法による測定ということになっておりますので、両方とも法に基づく測定ということで記載させてもらっているところでございます。よろしくお願いいたします。

【澤木 会長】 多々納委員からの御質問の、この施設の稼働に伴う影響の予測値を出された、その根拠になっているそのがれき等の搬入量ですか、これはいかがになったのでしょうか。

【幹事 辰巳審査指導課長】 そちらにつきましては、根拠といたしましては業者、事業者のほうから上がってきている数字でつきまして、それに基づいてチェックしたところ、それで間違いないであろうというふうに判断しております。

【澤木 会長】 この想定搬出入量、搬入のほうだと思いますが、25台によって1日に運ばれるがれき類、それを処理した場合の予測という理解でいいのでしょうか。

【幹事 辰巳審査指導課長】 はい、そのように判断しております。

【澤木 会長】 その内訳はわからないわけですね。どんな種類のがれき等を搬入した場合の予測値かっていうところまではつかんでおられないんですか。

【幹事 辰巳審査指導課長】 ちょっと今、詳細の資料というのはございませんが、それで間違いないという判断をしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【澤木 会長】 多々納委員、いかがでしょうか。

【多々納 委員】 もちろん、そうって言われたものをそのまま計算したらそうでしたっていう、この議論はあるんですが、じゃあ、行政としては今のような疑問は持たれなかったのかっていうことを気にはなりますね。

要するに、規模からすれば100倍ぐらいあるわけですよ。1台、例えば10トンを持ってくるとして、250トンぐらいのその搬入量があるわけで、これに対して施設の能力は木くずだけ見たって530トンあるわけですから、だから明らかにその、この施設の能力から比べると少ない台数

を想定されていることになるということだと思います。この辺りのところは、むしろいろんな資料を見られる、行政の立場から見られれば、おかしくないかというようなことを言えると思うんですが、そういう疑問はないという理解でよろしいんですね。

【幹事 辰巳審査指導課長】 先ほど説明させていただいた中で、処理能力につきましては、最大能力ということで先ほどの案件と比べましても量が多いですけども、これらについては同時に稼働することはないということで、実際これらの数字の処理能力、実際にはいかない、至らないというふうに判断しておりますので、それら等も勘案しながらこの台数で間違いないという判断をしました。

【多々納 委員】 勘案したっておっしゃっているのは、例えば1台辺り、例えば11トントラックだとしても、また10トン、仮に平均積んでいるとして、例えば25台だと250トンしか入らない。

これ、誰でもわかるぐらいの数字だと思いますけど、この250トンしか入らないのに、能力は530トンあると、そういう状況で、他のものと同時に稼働しないっていったって、このがれき類とか1,500トンとか廃プラスチック300って、これ換算しなくて木くずだけで今の議論になりますよということなんですよ。

だから、全体で見たら結構大きなキャパシティが作られる予定で、けどわざとこういう少ない数字を出しているんじゃないのかって、うがってみれば、そう見えるんですけど。その辺りのところは確認された上で、これで適正であるというふうに言われていると理解していいですね。

【幹事 辰巳審査指導課長】 はい、そのように判断しているところでございます。

【多々納 委員】 はい、わかりました。

【澤木 会長】 内田委員はよろしいですか。法律の基準によるということ。

その他、いかがでしょうか。御意見、御質問ございますでしょうか。坂上委員、どうぞ。

【坂上 委員】 坂上です、御説明ありがとうございます。

それで、ちょっとお願いなんですけど、ここで質問ではありません、意見として。今までの話の流れを聞いておきますと、学識経験者の先生方がやはりこのエビデンスが説明の中に少なすぎる、それと我々これ現場見てないんですよね。現場見てない中で、この生活環境の問題をどういうふうに判断するかってなった場合に、あくまでこれ数字でしかわからないんですよ。その数字が、赤字で出てきたと。それは一般生活市民、府民にしてみたら、不安でたまらない部分になるんですね。ですから、それをクリアしてもないのに、理事者のほうの判断で、これでいけますというエビデンスがないまま進めていくのはどうかなというふうに思います。

我々もこれ、事前資料をいただいているんですが、この環境調査に関しては資料をいただけていません。当日、お聞きしただけですので、恐らく先生方の中でも今日質問があったのは、そういうことが事前になかったから、裏づけがないエビデンスがない中で、都計審で判断するのはどうかなという不安な部分がおありだと思います。

ここで、すべては反対ではなかったのですが、これからのお願いとしては、その辺しっかりと理事者の皆さんが、先生方に理解していただけるような数字、こういった環境の案件というのは功も罪もあると思います。その罪の部分が、際立って出てきますと、功の部分が死んでしまうんで、そういう意味でははっきりとしたエビデンスを提起していただきたいなと思います。これは要望です。

【澤木 会長】 御意見ありがとうございます。どうぞ、はい。

【幹事 森岡計画調整課長】 計画調整課長森岡でございます。今の委員の御意見いただきましたので、今後はこういう審議案件につきまして、エビデンスであったり、詳細なデータ、基づく基準とか、その辺のところをもう少し整理した上で、当日の場になるのか、事前にお送りする形にするのか、ちょっとそこはまた中で詰めたいと思いますけども、そういう形で当日の場で、こういう議論が沸き起こらない形にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【澤木 会長】 その他、御意見、御質問いかがでしょうか。長谷川委員どうぞ。

【長谷川 委員】 1点、確認をさせていただきたいのですが、1つ前の案件のときにいただいたお答えから考えると、この施設は、施設の稼働は24時間で行うけれども、搬入搬出は昼間しか行わないという解釈でいいのでしょうか。

【澤木 会長】 いかがでしょうか。

【幹事 辰巳審査指導課長】 すいません、先ほどの案件は24時間ということで御説明させていただきました。今回の案件は24時間ではなく、昼間の時間帯だけの稼働というふうに聞いております。

【長谷川 委員】 それでは、施設の稼働に伴う影響のところ、夕方とか夜間の数値も載せてあるのは、なぜなのでしょう。

【澤木 会長】 事務局、いかがでしょうか。

【幹事 辰巳審査指導課長】 搬入出等につきましては、夜間はございません。けども、中の施設の稼働が夜間もするというので数字として載せているところでございます。

【長谷川 委員】 つまり、施設の稼働は24時間で、搬入搬出は昼間

だけということでもいいですね。

【幹事 辰巳審査指導課長】 はい。

【長谷川 委員】 ありがとうございます。

【澤木 会長】 その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。御意見がないようですので、議第480号について採決に入りたいと思います。

議第480号、原案どおり承認することについて御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

これら3件の案件につきましては、特に生活環境影響調査の資料、エビデンスの示し方について、いろいろと御意見いただきましたので、次回から改善させていただくように、会長からもお願いしたいと思います。

議第480号については、御異議ないようですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、報告案件のほうになります。審議案件のほうは終了いたしました。

10 報告案件「第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」について

【澤木 会長】 報告案件、最後といたしまして、「第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」、これにつきまして幹事より説明いたします。よろしく申し上げます。

【幹事 泉計画推進室計画調整課参事】 計画推進室参事の泉でございます。どうぞよろしく申し上げます。

「第9回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分についての基本方針」について御説明します。

資料4の1、資料4の2を御覧ください。区域区分の変更とは、先ほどの議題でも御説明しましたが、市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更のことです。

区域区分の変更は、市町村からの案に基づき、政令市を除いて大阪府が実施しております。昭和45年度に区域区分の設定、いわゆる当初線引きを行い、その後、概ね5年に一度の一斉見直しと随時編入を実施し、令和2年度の第8回一斉見直し等を経て、現在に至っております。

区域区分の変更についての基本方針とは、この区域区分の変更、いわゆる線引き見直しに当たっての大阪府の考え方をまとめたものであり、令和7年度に予定しております次回の一斉見直しは、本基本方針に基づき実施するものです。

区域区分制度は、これまで大阪府の計画的な市街地の形成に大きな役割を果たしてまいりました。しかしながら、近年、人口減少社会の到来、急激な高齢化の進展、厳しい財政的制約、自然災害の激甚化、頻発化など、社会経済情勢が大きく変化しております。このような中、無秩序に新たな市街地を拡大することは、市街地の拡散、人口密度の低下、公共交通の衰退、都市施設の維持管理や公共サービスの行政コスト増大、また災害に脆弱な市街地が形成されることが懸念されることから、前回、第8回の基本方針においては、無秩序な市街地の拡大を抑制することを基本としつつ、市町村マスタープラン、立地適正化計画等との整合を図り、都市機能を集約する区域や、交通ネットワークを活用した産業立地を促進する区域について、市街化区域へ編入することとしておりました。

また、市街化区域において、溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発

生のおそれがあるなど、災害リスクの高い区域や計画的な市街地整備の見込みがない区域を、市街化調整区域へ編入することとしておりました。

第8回の基本方針策定以降の動きとしましては、引き続き人口減少が進み、生産年齢人口の減少に対し、高齢者人口が増加するなど、少子高齢化の進展が予想され、またインフラ整備・維持管理費用の減少に対し、高齢化等を要因とする社会保障経費の増加など、財政的制約も年々厳しくなっております。

また、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、国において、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じるための法改正が行われております。

よって今回、第9回の基本方針につきましては、前回の考え方を踏襲しつつ、国における災害リスクに対応したまちづくりの動きを踏まえ、適切な区域区分の変更を行い、良好な市街地を形成・維持することを目的として作成いたしました。

第9回の基本方針の考え方として、前回同様、無秩序な市街地の拡大を抑制し、現行の市街化区域内の既成市街地の再整備や低未利用地の活用により、目標年次である令和12年の人口や産業活動の見通しを基本に、市街地として必要と見込まれる面積の範囲内で、市街化区域へ編入することとしております。

なお、市街化区域の編入に当たっては、引き続き緑地の保全、景観配慮、農林漁業との調和に努めるものとしております。

また、災害のリスクが高い区域についても、引き続き原則として、市街化区域へ編入しないものとしております。

今回の基本方針の主な変更点を枠囲みで示しておりますが、この間の国

の法改正の内容を踏まえ、災害リスクの高い区域について、土砂災害特別警戒区域や地すべり防止区域などの、いわゆるレッドゾーンや浸水想定区域図における想定浸水深3メートル以上の区域等、と明確化を図っております。

また、市街化区域において、災害リスクの高い区域や計画的な市街化の見込みがない区域などについては、市街化調整区域への編入を検討することとしております。

市街化区域への編入を検討する区域について御説明します。市町村マスタープラン等に位置づけられた地域の生活拠点からの徒歩圏の区域、又は主要な幹線道路沿道の区域における産業系の土地利用を新たに誘導する区域において、現行の市街化区域と連担しているなど、一体の市街化形成が図られる区域であり、土地区画整理事業や地区計画等を定めることにより、新たに計画的な土地利用を誘導するものについては、新市街地として市街化区域への編入を検討することとしております。

また、既に土地利用が図られており、人口密度が高い区域であって、市街化区域へ編入することにより、より良好な市街地の形成及び保全を図っていくべき区域については、既成市街地として市街化区域への編入を検討することとしております。

現行の市街化区域に連担していないものの、一つの独立した市街地の形成に十分な規模の区域、又はインターチェンジ、鉄道駅、役場等の周辺などの一団の土地の区域であって、計画的な市街化が確実に図られる区域については飛び地として市街化区域への編入を検討することとしております。

公有水面埋立法に基づく埋立免許によって事業を実施中、又は完了している区域については、埋立地として市街化区域への編入を検討することとしております。

市街化調整区域への編入を検討する区域について御説明します。災害リスクの高い区域や、計画的な市街地の見込みがない区域などについて、市街化調整区域への編入を検討するとしております。

基本方針の策定に当たっては、市町村説明会の実施や意見照会、各関係機関との協議・調整の上で案を策定したあと、広く外部より意見を聴取するため、パブリックコメントの実施や本審議会の報告を行っております。

今後のスケジュールを御説明します。本基本方針につきましては、本日御意見をいただきました内容を踏まえまして、今年度末に策定する予定でございます。なお、来年度以降の予定ですが、現在のところ策定した基本方針に基づき、市町村と地区の協議・調整を行い、都市計画手続を経て、令和7年度に第9回一斉見直しを実施する予定としております。また、併せて保留区域の設定を行い、第9回一斉見直し以降、まちづくりの進捗状況に応じて随時、区域区分の変更を実施してまいります。説明は以上でございます。

【澤木 会長】 ありがとうございます。ただいまの幹事からの説明につきまして、皆さんのほうから御質問御意見ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【多々納 委員】 先ほどのリスクのところの話ですけども、洪水浸水想定区域のところでは与えられている3メートル以上ってことで、水害のリスクを出されるということが明記されていますけども、ここで言われる浸水想定区域図ってというのは、二通りあると思うんですが、どちらの図でしょうか。

計画規模とか、それから最大クラスって通常言うやつですね、想定最大ですか、そういったものとその2つありますが、どちらのことでおっしゃってますでしょうか。

【澤木 会長】 幹事いかがでしょうか。

【幹事 泉計画推進室計画調整課参事】 両方ともです。

【多々納 委員】 両方ってことは、想定最大のほうが、浸水深が深いので、そちらがカバーしている。

【幹事 泉計画推進室計画調整課参事】 より厳しい。

【多々納 委員】 はい、そうですね。わかりました、今、それでとめますが、ちゃんと見てみれば、結構大きなところが影響受ける可能性は高いと思うので、その辺のところもちょっと見た上でこの方針、考えられたほうがいいかもしれませんですね。

【澤木 会長】 ありがとうございます。その他、御質問御意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、その他に御質問御意見ないようですので、報告いたしました内容につきましては、ただいまいただいた御意見も踏まえて、今後の見直し作業等適切に進めていただければと思います。

以上で本日すべての議案は終了いたしました。本日御審議いただきました案件につきましては、ただちに事務局において必要な手続を進めさせていただきます。委員の皆様には、非常に長時間にわたる御審議、並びに議事への進行に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。進行事務局にお返しいたします。

11 閉会

【司会】 澤木会長、議事進行ありがとうございました。本日審議いただきました御意見を踏まえ、必要な手続を進めてまいります。

以上をもちまして、令和4年度第2回大阪府都市計画審議会を閉会とさ

させていただきます。

本日、御出席いただきました委員並びに幹事の皆様、大変ありがとうございました。

(午後 4時30分閉会)